

名古屋市と株式会社名古屋銀行との連携・協力に関する包括協定

名古屋市（以下「甲」という。）と株式会社名古屋銀行（以下「乙」という。）は、以下のとおり連携・協力に関する包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が緊密な連携・協力による活動を推進し、市民サービスの一層の向上、地域の活性化などに取り組むことにより、相互の持続的な発展を図ることを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、名古屋市総合計画 2023 に示す、以下 5 つの都市像の実現に向け、双方協議のうえ定めた連携項目（以下「連携事項」という。）について連携・協力する。

- （1）人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らし、活躍できるまち
 - （2）安心して子育てができ、子どもや若者が豊かに育つまち
 - （3）人が支え合い、災害に強く安心・安全に暮らせるまち
 - （4）快適な都市環境と自然が調和したまち
 - （5）魅力と活力にあふれ、世界から人や企業をひきつける、開かれたまち
- 2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、連携事項の具体的な実施事項については、甲乙協議のうえ、乙の業務として行い得る範囲内で決定する。
- 3 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結が第三者との連携・協力を妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、協議のうえ、本協定の変更を行うものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

- 2 甲又は乙は、前項の有効期間にかかわらず、解約予定日の1ヶ月前までに書面により相手方へ通知することにより、本協定を解約できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解約に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、連携事項の実施に当たって知り得た相手方の機密情報を、その承認を得ないで他（乙の関係会社を除く）に漏らす事があるてはならない。

（暴力団の排除）

第7条 甲及び乙は、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）の規定を遵守し、本協定に基づく連携事業により暴力団を利することとならないようにするものとする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和5年12月27日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 河村 たかし

乙 名古屋市中区錦三丁目19番17号
株式会社名古屋銀行
取締役頭取 藤原 一朗